

## 大阪市習い事・塾代助成事業実施要領

大阪市塾代助成事業については大阪市習い事・塾代助成事業と事業名称を変更するため、大阪市塾代助成事業実施要領の全部を改正する。

### (趣旨)

第1条 この要領は、大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第15条第2項に規定する学校外教育サービスの詳細を定めるものとする。

### (基準)

第2条 対象となる学校外教育サービスは、次の各号のいずれかに該当するサービスであること。

（1）小学校・中学校の学習指導要領等において、次のいずれかに該当するサービス

ア 学習指導要領解説において、具体的な例又は配慮事項として取り扱われている種目又は分野と、同一内容と認められるもの

イ 学習指導要領解説において、具体的な例又は配慮事項として直接示されていないが、それぞれの学習指導要領本文に規定する活動、運動及び技術の一環と認められるもの

（2）高等学校学習指導要領本文又は高等学校学習指導要領解説において、具体的な例又は配慮事項として取り扱われている種目又は分野と、同一内容と認められるサービス

（3）国際オリンピック委員会が主催するオリンピック競技大会若しくはユースオリンピック競技大会（夏季大会若しくは冬季大会）に正式に採用された種目、又は国際パラリンピック委員会が主催するパラリンピック競技大会（夏季大会若しくは冬季大会）に正式に採用された種目に該当するサービス

### (その他)

第3条 登録を希望する参画事業者から要綱第16条による書類の提出があった場合は、要綱及び本要領の趣旨を踏まえ個別に審査・決定を行う。

### 附 則

本要領は令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。